

改正

平成18年3月24日訓令第2号

平成21年3月30日訓令第7号

平成24年3月28日訓令第15号

平成25年2月5日訓令第2号

平成27年5月1日訓令第10号

平成28年3月28日訓令第9号

平成30年5月31日訓令第8号

八幡平市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領

(指名停止)

第1条 市長は、有資格業者（八幡平市建設工事競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する規則（平成17年八幡平市規則第168号）第6条に規定する資格者をいう。以下同じ。）が別表第1から別表第3までの左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、これらの表の中欄に掲げる適用基準の区分に応じた同表右欄に掲げる期間により、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、契約担当者は、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第2条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人と同じ期間の指名停止と併せて行うことができるものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第3条 有資格業者が一の事案により別表第1から別表第3までの左欄に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、これらの表の中欄に掲げる適用基準の区分に応じた同表右欄に掲げる期間の

うち最も長いものをもって指名停止の期間とする。

2 市長は、有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、指名停止の期間を加重することができる。

(1) 同一の有資格業者が、別表第1から別表第3までの各号（別表第2第1号から第3号までを除く。以下この号において同じ。）の措置要件に係る指名停止の期間満了後1年を経過するまでの間に、別表第1から別表第3までの各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 同一の有資格業者が、別表第2第1号から第3号までの措置要件に係る指名停止の期間満了後3年を経過するまでの間に、同表第1号から第3号までの措置要件に該当することとなったとき。

(3) 同一の有資格業者が、同時期に別表第1から別表第3までの各号の措置要件に複数該当することとなったとき。

(4) 同一の有資格業者が、指名停止の期間中に別表第1から別表第3までの各号の措置要件に該当することとなったとき。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表第1から別表第3までの中欄に掲げる適用基準の区分に応じた同表右欄に掲げる期間を短縮して指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表第1から別表第3までの中欄に掲げる適用基準の区分に応じた同表右欄に掲げる期間を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2倍まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表第1から別表第3までの右欄に掲げる期間及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第4条 市長は、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重することができる。

(1) 談合情報を得た場合、又は市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2号又は第3号に該当したとき。

(2) 別表第2第2号又は第3号に該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若し

くは談合の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 別表第2第2号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき。

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(5) 市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項の規定をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項の規定をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第3号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

2 市長は、指名停止期間が満了した有資格業者について、別表第2第2号に該当し、かつ、極めて悪質な事由が明らかになったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。

3 市長は、有資格業者が独占禁止法等の不正行為により、別表第2第2号に該当することとなった場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表された場合には、指名停止期間を短縮することができる。

（指名停止に係る報告）

第5条 工事担当課長等は、工事請負契約等に関し、有資格業者が別表第1から別表第3までの各号の措置要件に該当することを知ったときは、速やかに指名停止等該当事案発生報告書（様式第1号）により八幡平市営建設工事指名選考委員会委員長（以下「委員長」という。）に報告しなければならない。

（審議）

第6条 委員長は、前条の報告その他により有資格業者が別表第1から別表第3までの各号の措置要件に該当することを知ったときは、指名停止の適否及び期間について、その都度八幡平市営建設工事指名選考委員会の審議に付するものとする。

（指名停止の通知）

第7条 市長は、第1条第1項若しくは第2条の規定により指名停止を行い、第3条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第3条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ指名停止通知書（様式第2号）、指名停止期間変更通知書（様式第3号）又は指名停止解除通知書（様式第4号）により通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第8条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第9条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が市の契約に係る工事の全部又は一部を下請し、若しくは受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第10条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(建設関連業務及び物品の買入れ等への準用)

第11条 この要領の規定は、八幡平市建設関連業務競争入札参加者の資格及び指名等に関する規則(平成17年八幡平市規則第169号)及び八幡平市物品の買入れ等競争入札参加者の資格及び指名等に関する規則(平成25年八幡平市規則第1号)の規定による資格者について準用する。

附 則

この訓令は、平成17年9月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日訓令第2号)

この訓令は、平成18年3月24日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日訓令第7号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日訓令第15号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月5日訓令第2号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年5月1日訓令第10号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年5月1日から施行し、改正後の八幡平市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第100号。以下「改正独占禁止法」という。)の施行日前の独占禁止法違反行為について、改正独占禁止法附則第2条の規定により審判手続が開始された事案であって、平成27年4月1日以後に審決されたものに係る指名停止については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月28日訓令第9号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年5月31日訓令第8号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日前にした行為に対する指名停止の期間の適用については、なお従前の例による。

別表第1 (第1条、第3条関係)

事故等に基づく措置基準

措置要件	適用基準	期間
(虚偽記載)		
1 市の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、市営建設工事入札参加資格審査申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 工事施工着手前に受注者から虚偽の記載について報告があった場合等、受注者の瑕疵が認められるとき。	1月
	(2) 工事施工着手前に市から虚偽の記載の指摘を受けた場合等、受注者の瑕疵が大きいと認められるとき。	2月
	(3) 工事施工着手後に市から虚偽の記載の指摘を受けた場合等、受注者の瑕疵が特に大きいと認められるとき。	3月
	(4) 工事施工着手前に虚偽の記載の事実が判明し、故意性が認められる等、虚偽記載の原因等が重大と認められるとき。	4月
	(5) 工事施工着手後に虚偽の記載の事実が判明し、故意性が認められる等、虚偽記載の原因等が特に重大と認められるとき。	5月
	(6) 文書偽造、事前共謀その他当該虚偽の記載について明らかに故意性が認められる事実があるとき。	6月
(過失による粗雑工事)		
2 市と締結した請負契約に係る工事(以下「市発注工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められ	(1) 工事施工中の損傷事故により粗雑工事が判明する等、措置要件に該当するとき。	2月
	(2) 工事施工中の損傷事故により粗雑工	3月

<p>るとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>事が判明し、市への報告が遅れる等、受注者の施工管理上の瑕疵が認められるとき。</p> <p>(3) 工事施工中に市により粗雑工事が指摘される等、受注者の施工管理上の瑕疵が大きいと認められるとき。</p> <p>(4) 工事完成後の工事検査等により粗雑工事が判明する等、受注者の施工管理上の瑕疵が特に大きいと認められるとき。</p> <p>(5) 完成工期が遅れる等、当該粗雑工事の影響が重大と認められるとき。</p>	<p>4月</p> <p>5月</p> <p>6月</p>
<p>3 市発注工事以外の工事（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p> <p>（契約違反）</p>	<p>(1) 工事施工中の損傷事故により粗雑工事が判明する等、措置要件に該当するとき。</p> <p>(2) 工事完成後の工事検査等により粗雑工事が判明する等、受注者の施工管理上の瑕疵が特に大きいと認められるとき。</p> <p>(3) 完成工期が遅れる等、当該粗雑工事の影響が重大と認められるとき。</p>	<p>1月</p> <p>2月</p> <p>3月</p>
<p>4 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）</p>	<p>(1) 契約条項の違反が判明する等、措置要件に該当するとき</p> <p>(2) 正当な理由がなく完成工期が遅れる等、当該契約違反の工事への影響が重大と認められるとき。</p> <p>(3) 一括下請を行った場合、工事施工に必要な報告を怠った場合等、当該契約違反が市との信頼関係を明らかに損なわせたと認められるとき。</p>	<p>1月</p> <p>3月</p> <p>5月</p>
<p>5 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽</p>	<p>(1) 安全管理上問題があり公衆物損事故を生じた場合等、措置要件に該当するとき。</p> <p>(2) 安全管理上問題があり1人の軽傷者</p>	<p>1月</p> <p>2月</p>

<p>微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>を生じさせたとき。 (3) 安全管理上問題があり1人の重傷者又は2人の軽傷者を生じさせたとき。 (4) 安全管理上問題があり2人の重傷者又は3人の軽傷者を生じさせたとき。 (5) 安全管理上問題があり1人の死亡者又は3人の重傷者若しくは4人の軽傷者を生じさせたとき。 (6) 安全管理上問題があり2人以上の死亡者又は4人以上の重傷者若しくは5人以上の軽傷者を生じさせたとき。</p>	<p>3月 4月 5月 6月</p>
<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>(1) 安全管理上問題があり1人の軽傷者を生じさせた場合又は重大な公衆物損事故を生じさせた場合等、措置要件に該当するとき。 (2) 安全管理上問題があり1人の重傷者又は2人の軽傷者を生じさせたとき。 (3) 安全管理上問題があり死亡者又は2人以上の重傷者若しくは3人以上の軽傷者を生じさせたとき。</p>	<p>1月 2月 3月</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p>	<p>(1) 安全管理上問題があり1人の軽傷者を生じさせたとき。 (2) 安全管理上問題があり1人の重傷者又は2人若しくは3人の軽傷者を生じさせたとき。 (3) 安全管理上問題があり1人の死亡者又は2人若しくは3人の重傷者若しくは4人若しくは5人の軽傷者を生じさせたとき。 (4) 安全管理上問題があり2人以上の死亡者又は4人以上の重傷者若しくは6人以上の軽傷者を生じさせたとき。</p>	<p>1月 2月 3月 4月</p>
<p>8 一般工事の施工に当たり、安</p>	<p>(1) 安全管理上問題があり1人の重傷者</p>	<p>1月</p>

全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	又は2人若しくは3人の軽傷者を生じさせたとき。 (2) 安全管理上問題があり死亡者又は2人以上の重傷者若しくは4人以上の軽傷者を生じさせたとき。	2月
---	---	----

別表第2（第1条、第3条、第4条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	適用基準	期間
(贈賄) 1 有資格業者である個人、有資格業者である役員又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	刑法第198条に定める贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	12月
(独占禁止法違反行為) 2 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	次の(1)から(4)までに掲げる場合等において、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反する事実が判明したとき。 (1) 排除措置命令 (2) 課徴金納付命令 (3) 刑事告発 (4) 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反容疑による逮捕	12月
(競売入札妨害又は談合) 3 有資格業者である個人、有資格業者の役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	刑法第96条の6に規定する競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	12月
(建設業法違反行為)		

<p>4 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>(1) 指示処分を受けたとき。 (2) 営業停止処分又は市発注工事に関し指示処分を受けたとき。 (3) 市発注工事に関し営業停止処分を受けたとき。 (4) 一般役員等又は使用人が逮捕された場合等、悪質性が大きいと認められるとき。 (5) 代表役員等が逮捕された場合、一般役員等又は使用人が公共機関発注の事業に関し逮捕された場合等、悪質性が大きいと認められるとき。 (6) 代表役員等が公共機関発注の事業に関し逮捕された場合等、悪質性が特に大きいと認められるとき。 (7) 一般役員等又は使用人が市発注工事に関し逮捕された場合等、悪質性が重大と認められるとき。 (8) 代表役員等が市発注工事に関し逮捕された場合等、悪質性が特に重大と認められるとき。</p>	<p>1月 2月 3月 4月 5月 6月 8月 9月</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>		
<p>5 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>(1) 業務に関し虚偽の説明又は報告をする等、信頼関係を損なう行為があったと認められるとき。 (2) 業務全般に関する法令違反により行政処分を受ける等、措置要件に該当するとき。 (3) 一般役員等又は使用人が逮捕される等、悪質性が大きいと認められるとき。 (4) 代表役員等が逮捕される等、悪質性が特に大きいと認められるとき。 (5) 一般役員等又は使用人が公共機関発注の事業に関し逮捕された場合等、悪質性が特に大きいと認められるとき。</p>	<p>1月 2月 3月 4月 5月</p>

	(6) 代表役員等が公共機関発注の事業に関し逮捕された場合等、悪質性が特に大きいと認められるとき。	6月
	(7) 一般役員等又は使用人が市発注工事に関し逮捕された場合等、悪質性が重大と認められるとき。	8月
	(8) 代表役員等が市発注工事に関し逮捕された場合等、悪質性が特に重大と認められるとき。	9月
6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	(1) 業務全般に関する法令違反により公訴を提起される等、措置要件に該当するとき。	4月
	(2) 公共機関発注の事業に関し公訴を提起される等、悪質性が特に大きいと認められるとき。	6月
	(3) 公共機関発注の事業に関し懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起される等、悪質性が重大と認められるとき。	8月
	(4) (3)に加え、明らかに悪質性及び社会的影響が大きいと判断される事実があると認められるとき。	9月

別表第3 (第1条、第3条関係)

契約の履行等に関する措置基準

措置要件	適用基準	期間
(契約締結拒否)		
1 市の発注する工事の競争入札又は随意契約において落札又は決定した者が当該工事の請負契約を締結しなかったとき。	(1) 有資格業者の過失により、入札又は契約の手續を遅延させたとき。	2月
	(2) 有資格業者の過失により入札又は契約の手續を大幅に遅延させる等、影響が大きいと認められるとき。	4月
	(3) 入札契約手續を妨害する目的等、極めて悪質であると認められるとき。	12月
(経営状況の一時的悪化)		

<p>2 銀行取引停止措置を受けた等 経営状況が一時的に悪化し、市の発注する工事の請負契約の相手方として不相当と認められるとき。 (工事成績の不良)</p>	<p>有資格業者が小切手又は手形の決済ができず不渡りを出す等して、銀行等から取引停止を受ける等、経営状況が一時的に悪化したとき。</p>	<p>経営状態が正常になったと認められる日まで</p>
<p>3 施工した市の発注する工事に係る完成検査の工事成績評定書の評定点合計が次の点数となったとき。</p>	<p>(1) 工事成績評定点合計が、45点以上50点未満のとき。 (2) 工事成績評定点合計が、35点以上45点未満のとき。 (3) 工事成績評定点合計が、35点未満のとき。</p>	<p>1月 2月 6月</p>